Ｒ６年度　未納退会者（２５名）

当士会の定款第11条（5）により「正当な理由なくして会費を１年以上納入しないときは会員の資格を喪失すると定めています。

Ｒ６年度年会費未納のため、以下２５名が未納退会となりました。

会員資格を喪失した方が再入会する場合は、改めて入会手続きが必要になりますので、事務局（jimu@tottori-ot.or.jp）までお問い合わせください。

1377、19900、40669、43041、55932、57140、57383、59608、61783、68731、69808、71110、72579、72912、74677、75542、76881、77988、78482、80112、80718、81797、92920、95688、96227

一般社団法人
鳥取県作業療法士会
Tottori Association of Occupational Therapists

引き続き県士会活動について皆様のご理解・ご協力をお願いいたします